

令和6年度愛知県私立高等学校等奨学資金等貸付金回収業務委託 プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、愛知県県民文化局学事振興課私学振興室において回収が滞っている愛知県私立高等学校等奨学資金等貸付金の返還金について、回収のノウハウを有する事業者委託することにより、返還金の円滑かつ効率的な回収を実現することを目的とする。

本要領は、基本的な委託業務の内容を定めるとともに、事業者のノウハウを最大限に活用する観点から、業務の具体的な遂行方法は事業者の提案と裁量に委ねるものとして、本業務の受託者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を説明するものである。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

愛知県私立高等学校等奨学資金等貸付金回収業務委託

(2) 委託債権内容

県内私立高等学校特別奨学資金貸付金（1号奨学資金貸付金）、私立高等学校奨学資金貸付金（2号奨学資金貸付金）、県内私立高等学校奨学資金貸付金（2号奨学資金貸付金）、県内私立専修学校高等課程奨学資金貸付金（3号奨学資金貸付金）、私立高等学校入学納付金貸付金、私立専修学校高等課程入学納付金貸付金の返還金（以下、「愛知県私立高等学校等奨学資金等貸付金」という）。

この愛知県私立高等学校等奨学資金等貸付金の返還金のうち、県が回収委託することが適当と判断した債権。なお、委託債権については、額、件数ともに増減することがある。

委託対象者 愛知県私立高等学校等奨学資金等貸付金のうち、県で自宅訪問及び法的措置を実施する必要のある、滞納期間が6年以上債権を除く債権。なお、経年により業務開始後、上記に該当する債権については委託債権に追加し、該当しなくなった債権については除し、県で債権管理をする。

委託予定債権 87,446,880円（467件）

(3) 委託する業務の内容

別紙「愛知県私立高等学校等奨学資金等貸付金回収業務委託仕様書」のとおり。

(4) 契約期間

契約の日から令和9年6月30日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
なお、令和6年8月1日から令和9年5月31日までを返還金を回収する期間とし、令和9年6月1日から令和9年6月30日までを残務処理期間とする。

また、令和7年度から令和9年度までにおいてこの契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除するものとする。

(5) その他

愛知県私立高等学校等奨学資金等貸付金については既に貸付は終了しており、委託する債権には新たに到来する約定はない。

3 受託者選定に関する事項

(1) 日程等

主な日程（予定）は次のとおりである。

ア 掲示及び Web ページへの公告日	令和 6 年 4 月 3 0 日（火）
イ 質問の受付・参加表明書の提出期限	令和 6 年 5 月 1 0 日（金）
ウ 質問に対する回答	令和 6 年 5 月 1 5 日（水）
エ 企画提案書の提出期限	令和 6 年 5 月 1 7 日（金）
オ 企画選定実施（プレゼンテーション）	令和 6 年 5 月 2 4 日（金）
カ 選定結果通知	令和 6 年 5 月下旬頃予定

(2) 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 弁護士法（昭和 2 4 年法律第 2 0 5 号）第 4 条に規定する弁護士又は同法第 3 0 条の 2 に規定する弁護士法人であること、又は債権管理回収業に関する特別措置法（平成 1 0 年法律第 1 2 6 号）第 3 条の法務大臣の許可を受けた債権回収会社であること。

イ 債権回収会社にあつては、企画提案書提出日において、債権管理回収業に関する特別措置法第 2 3 条の規定による業務改善命令を受けていないこと。

ただし、過去に監督官庁より業務改善命令を受けた者にあつては、業務改善計画書を提出済であり、3 か月ごとの報告がなされていること、かつ企画提案書提出日において、業務改善計画の終期が到来していること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

エ 企画提案書提出日において、愛知県発注の契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。

オ 公募の開始日から企画提案書提出日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 2 4 年 6 月 2 9 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結。以下「合意書」という。）1（1）アに規定する調達契約からの排除措置を受けていないこと。

カ 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。

キ コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。

(3) 参加表明書の提出先

〒 4 6 0 - 8 5 3 4 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県県民文化局学事振興課私学振興室 奨学グループ

電 話 （ 0 5 2 ） 9 5 4 - 7 4 7 7 （ダイヤルイン）

F A X （ 0 5 2 ） 9 7 1 - 9 8 8 9

E-mail shigaku@pref.aichi.lg.jp

(4) プロポーザルに係る質問及び回答

ア 質問受付期限

令和 6 年 5 月 1 0 日（金）午後 5 時

イ 質問方法

質問書（様式4）に記載し、持参（事前連絡すること）、FAX、又は電子メールで提出すること（審査に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けない。）。

ただし、FAX、電子メールの場合は、電話等で必ず着信を確認すること。

ウ 質問に対する回答

各参加者からの質問を全て取りまとめて、参加表明者全てに、FAX又は電子メールで回答する。

エ その他

質問回答により明記したことは、本要領の追加又は修正とみなす。

(5) 参加表明書等の提出

参加を希望する者は、参加表明書を提出すること。参加表明書等の提出がない者の参加は認められない。

ア 提出書類

・参加表明書（様式1-1、1-2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

・企画提案書（様式2-1、2-2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部

・社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）・・・・・・・・ 9部

※該当する取組がある場合は、証明書類の写しを添付すること。

（様式2-1、様式2-2、様式3については、1部を正本とし、残り8部は複写で可）

・決算書の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

イ 提出期限

・参加表明書 令和6年5月10日（金）午後5時

・企画提案書 令和6年5月17日（金）午後5時

ウ 提出方法

持参（事前連絡すること。）又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること（提出期限までに必着のこと。）。

持参の場合の受付期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

(6) プレゼンテーションの実施

ア 参加要請者として選定した者は、「愛知県私立高等学校等奨学資金等貸付金回収業務委託企画選定委員会」（以下、「企画選定委員会」という。）において、プレゼンテーションを行う。

イ プレゼンテーションの対象とならなかった企画提案者の企画提案は無効とする。

ウ プレゼンテーションの日時及び場所については別に連絡する。なお、プレゼンテーションに欠席したときは、失格とする。

(7) 最優秀企画提案者の選定

ア 提出書類等を企画選定委員会が審査し、最優秀企画提案者1者を選定する。

イ 評価項目と評価内容

別添「審査選定評価基準」のとおり。

(8) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に書面で通知する。

(9) 契約の締結

(7) により最優秀企画提案者として選定された者と契約交渉を行う。

なお、契約締結の日までの期間において、県と契約交渉を行う者が、「合意書」1(7)アに規定する排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。

(10) 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、「合意書」1(7)アに規定する排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

(11) 妨害等に対する報告義務等

契約の履行に当たり、妨害等を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(12) 契約保証金

企画提案書に記載した収納目標額に成功報酬率を乗じた額の10分の1以上の金額とする。ただし、財務規則第129条の3に該当する場合は免除とする。

(13) 参加が無効となる場合

次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 提出期限に遅れたもの。

イ 審査結果に影響を与えるような不正行為を行ったもの。

(14) その他

ア 参加に必要な経費は、参加者負担とする。

イ プレゼンテーション実施会場への旅費等の諸経費は参加者負担とする。

ウ 提出された書類等は返却しない。

エ 提出された書類等の差し替え、変更及び追加については認めない。

オ 参加表明書、企画提案書及び社会的価値の実現に資する取組に関する申告書の他に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。

カ 提出された書類等(上記オの書類を含む。)は、選定評価を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

キ 選定後、参加者(契約の相手方となった者以外)の業者名等は公表しないこととする。

「審査選定評価基準」

評価項目		
1	業務実施方針	
	(1)業務の取組姿勢 県の信頼性に配慮した取組姿勢か。また、貸付金の性格を理解し、債務者等への配慮がなされているか。	
2	業務実施手法	
	(1)成功報酬率が低廉であるか。※上限の20%（消費税及び地方消費税を含まない）を超える提案は失格。	
	(2)収納目標額は高額か。また、具体的な積算であり、実現可能なものか。	
	(3)債務者等への接触方法・回数が法務省のガイドラインに沿うなど適切であるか。	
	(4)回収業務をいかにトラブルなく交渉できるか、債務者等とのトラブル発生処理方針が整備されているか。	
	(5)回収等の流れ フローチャート図等により流れを説明すること。 債務者等の所在確認等の調査から入金までの工程は具体的かつ実現可能なものか。	
	(6)回収金の受入・管理方法 個別口座の開設等、回収金の受入方法が具体的に提案されているか。 入金確認方法、入金管理方法等が具体的に提案されているか。	
3	業務実施体制	
	(1)業務の実施体制 業務を遂行するために適切な体制（責任者及び指導命令系統、実施人員）が整備されているか。	
	(2)実績 企画提案書提出日から過去5年以内に受託した債権回収業務（委託者が自治体、民間等かは問わない。集金代行業務は含まない。）の受注実績は豊富か。	
4	コンプライアンス体制	
	(1)コンプライアンス体制 法令（特に個人情報保護法）を遵守する体制やコンプライアンス体制についての取組、研修等が整備されているか。	
5	社会的取組	
	(1)環境に配慮した事業活動 ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの認証又は自動車エコ事業所の認定を受けているか。	
	(2)障害者等への就業支援 ①障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者法定雇用率を達成しているか、又は、協力雇用主の登録を受け、保護観察対象者等を雇用しているか。 ②障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか。	
	(3)男女共同参画社会の形成 ①あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。 ②①の認証がない場合、女性の活躍促進宣言を提出しているか。 ③①の認証がない場合、えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けているか。）	
	(4)仕事と生活の調和 ①愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか。 ②あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。 ③くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定のいずれかを受けているか。 ④愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けているか。	
(5)	エコモビリティライフの推進	あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入しており、かつ、エコ通勤優良事業所の認証を受けているか。
	安全なまちづくりと交通安全の推進	愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出しているか。
	健康づくりの推進	愛知県健康経営推進企業の登録を受けているか。
	取引適正化の推進	パートナーシップ構築宣言を公表しているか。
合計		

